

公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例

〔平成11年6月21日〕
条例第3号

改正 平成12年1月28日 条例第1号
平成14年4月15日 条例第1号
平成17年3月29日 条例第2号
平成19年4月 1日 条例第2号
平成19年8月30日 条例第3号
平成23年5月13日 条例第1号
平成24年3月 1日 条例第1号
平成30年3月27日 条例第1号
平成30年10月1日 条例第3号
令和 2年2月14日 条例第1号

(病院事業の設置)

第1条 地域住民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

2 病院の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称 公立丹南病院

位 置 鯖江市三六町1丁目2番31号

(経営の基本)

第2条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 高齢者に対する保健医療サービスおよび福祉サービスを提供するため、介護保険法(平成9年法律第123号)に定める事業を行う。

3 診療科目は、次のとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かないことができる。

内科、脳神経内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、泌尿器科、形成外科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科

4 前項の規定にかかわらず、管理者は、特に必要と認めるときは、診療科目を別に定めることができる。

5 病床数は、次のとおりとする。

(1) 一般病床 175床

(2) 感染症病床 4床

(重要な資産の取得および処分)

第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第33条第2

項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得および処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに限る。）または不動産の信託の受益権の買入れもしくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任に免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第5条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附または贈与の受領で、その金額またはその目的物の価格が100万円以上のもおよび法律上組合の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る額が100万円以上のもとする。

（業務状況説明書書類の作成）

第6条 管理者は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては、前事業年度の決算状況を、5月31日までに作成する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要および事業の経営方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

（1）事業の概要

（2）経理の状況

（3）前2号に掲げるもののほか病院事業の経営状況を明らかにするため、管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに、同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、管理者はできるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

（会計事務の処理）

第7条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、病院事業の出納その他の会計事務のうち次の各号に掲げるものについての権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納または支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
(指定管理者の管理)

第8条 病院の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 病院ならびに通所リハビリテーション、訪問看護ステーションおよび居宅介護支援事業所（以下「病院等」という。）の運営に関すること。
- (2) 病院等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関すること。
- (3) 病院等における診療および検診ならびに第12条第1項第3号に規定する居宅サービスおよび在宅介護支援に関すること。
- (4) 病院等の施設および設備の維持管理に関すること。
- (5) その他管理者が必要と認める管理業務に関すること。
(指定管理者の指定)

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、管理者が定める申請書に事業計画書その他管理者が定める書類を添付して管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に規定により提出された書類その他必要な事項を調査し、その経営状況、実績等を勘案して病院の管理を行わせるのに最も適当な候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(受付時間、診療時間および休診日)

第11条 外来患者の受付時間、診療時間および休診日は、次のとおりとする。ただし、急を要するときは、この限りでない。

- (1) 受付時間は、指定管理者があらかじめ管理者の承認を得て、これを定める。
- (2) 診療時間は、時宜により病院管理者（医療法（昭和23年法律第205号）第10条第1項に規定する者をいう。）がこれを定める。
- (3) 休診日は、日曜日、土曜日（午前8時30分から午後0時30分までの時間を除く。）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者が必要と認め

るときは、あらかじめ管理者の承認を得て、これを変更することができる。

(利用料金)

第12条 利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項および高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額
- (3) 介護保険法第41条第4項および同法第53条第2項の規定により厚生労働大臣が定める居宅サービスに要する費用の算定に関する基準により算定した費用の額ならびに介護保険法第46条第2項および同法第58条第2項の規定により厚生労働大臣が定める居宅介護支援に要する費用の算定に関する基準により算定した額
- (4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条第2項の規定により療養の給付を受けるものについては、労災療養費算定基準（昭和51年基発第72号）により算定した額
- (5) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用のある療養に要する費用は、第1号に定める療養の給付に要する費用の額の算定方法による医科診療報酬点数に1点当たりの単価15円を乗じて得た額ならびに第2号に定める入院時食事療養に要する費用に額の算定に関する基準により算定した額
- (6) 前各号に規定する以外の利用料金は、別表で定める額の範囲内で管理者の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

2 前項において、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税が課される部分があるときは、前項に定める額の合計額に次の各号の額を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 前項の額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額
- (2) 前号により得た額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額

(利用料金の納期限)

第13条 利用料金は、次項に定める場合を除き、利用した際、その都度指定管理者に納付しなければならない。

2 入院に係る利用料金については、毎月の末日分までを、退院する場合の利用料金につ

いては、退院する日分までを、介護保険法の規定に基づく居宅サービスもしくは在宅介護支援に係る利用料金については、毎月の末日分までを、それぞれ指定管理者が指定する期日までに指定管理者に納付しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を前納させ、後納させ、または分納させることができる。

(利用料金の収入)

第14条 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、貧困、災害または公益上の理由により必要があると認めるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、利用料金の一部または全部を減免することができる。

(利用の制限)

第16条 指定管理者は、病院等を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者の利用を拒み、または当該利用者に退院を命じることができる。

(1) 病院等の秩序を乱し、もしくは他の利用者に迷惑を及ぼし、またはこれらのおそれがあると認めるとき。

(2) 病院等の施設または附属施設を損傷し、または滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院等の管理上支障があると認めるとき。

(指定管理者が行う個人情報等の取扱い)

第17条 指定管理者は、指定管理者が業務上作成し、または取得した個人情報であつて、指定管理者が組織的に利用するものとして、指定管理者が保有している個人情報（以下「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失または毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 病院等の業務に従事している者または従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成11年条例第3号）

この条例は、公布の日から起算して12月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成12年条例第1号）

この条例は、平成12年2月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第1号）

この条例は、平成14年4月15日から施行する。

附 則（平成17年条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 病院の管理に係る最初の指定管理者の指定の手続きについては、改正後の公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例（以下「新条例」という。）第10条の規定にかかわらず、改正前の公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例第8条の規定による管理の委託に係る管理が良好に行われている場合に限り、当該管理を行っているものを最も適当な候補者とすることができる。

（準備行為）

3 前項および新条例第10条の規定による指定およびこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成19年条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第3号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第1号）

この条例は、平成23年5月13日から施行する。

附 則（平成24年条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例および公立丹南病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成30年公立丹南病院組合条例第1号。（以下「改正条例」という。））第1条の規定による改正前の公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）および改正条例第2条の規定による改正前の公立丹南病院使用料および手数料徴収条例（平成12年公立丹南病院組合条例第2

号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正条例第1条の規定による改正後の設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成30年条例第3号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第1号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第12条関係)

区 分	金額
1 部屋料	
(1) 個室A	1日につき 6,000円
(2) 個室B	〃 5,000円
(3) 個室C	〃 4,000円
2 死体検案料	1体につき 10,000円
3 文書料	
(1) 診断書	
ア 普通診断書 (簡易なもの)	1通につき 2,000円
イ 健康診断書、死亡診断書、身体障害者認定診断書 特定疾患診断書	1通につき 3,000円
ウ 年金関係診断書、生命保険診断書 (2枚以内のもの)、 自賠責診断書	1通につき 4,000円
エ 死体検案書	1通につき 3,000円
オ 普通診断書 (複雑なもの)	1通につき 4,000円
カ その他の診断書 (3枚以上のものまたは特殊なもの)	1通につき 8,000円
(2) 証明書	
ア 医療費支払証明書	1通につき 1,000円
イ 出生証明書、出産証明書、その他の証明書	1通につき 1,500円
ウ 自動車損害賠償保障法等に係る証明書	1通につき 2,500円
4 診察券再交付料	1枚につき 200円
5 フィルムコピー料	1枚につき 1,000円
6 その他	管理者が規則で定める額